教第65号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

理由

指定学校の変更事由の改正に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教育委員会規 則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別	別表第2(第9条関係)				別表第2(第9条関係)			
	指定学校の変更事由期		期間		-	指兌	ビ学校の変更事由	期間
	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
	4	(1) 児童が、登校前	卒業ま		4	家	(1) 3年生以下の	小 学 校
	庭の	又は下校後に指定	で		庭	0)	児童が、登校前又は	3 年 生
	事情	学校の区域内に監			事	情	下校後に指定学校	まで
	によ	督者がおらず、他の			に	ょ	の区域内に監督者	
	る理	校区内では十分な			る	理	がおらず、他の校区	
	由	保護監督を受けう			由		内では十分な保護	
		る場合					監督を受けうる場	

				合	
				(2) 前号により指	卒業ま
				定学校が変更され	での、必
				ている児童が、引き	要 と 認
				続き指定学校の変	める期
				更を受けようとす	間
				る場合	
	(2) 指定学校が変	卒業ま		(3) 指定学校が変	卒業ま
	更されている児童	で		更されている児童	で
	生徒の他の兄弟姉			生徒の他の兄弟姉	
	妹が、当該学校への			妹が、当該学校への	
	就学を希望する場			就学を希望する場	
	合			合	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」について

1. 改正の趣旨

・指定学校の変更が認められる理由のうち、「家庭の事情による理由」に関して、保 護者や児童のニーズを踏まえ、対象学年及び期間を拡大する。

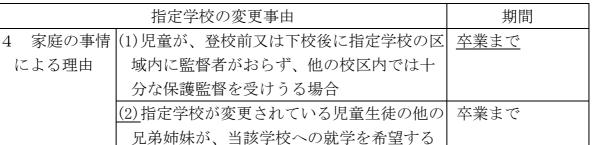
2. 改正内容

・「家庭の事情による理由」について、これまで申請時に3年生以下である児童を対象としてきたが、学年によって対象を制限しないよう変更する。

【神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 別表第2 (改正箇所抜粋)】 (現行)

	指定学校の変更事由	期間
4 家庭の事情	(1) 3年生以下の児童が、登校前又は下校後に	小学校3年生まで
による理由	指定学校の区域内に監督者がおらず、他の	
	校区内では十分な保護監督を受けうる場合	
	(2)前号により指定学校が変更されている児童	卒業までの、必要
	が、引き続き指定学校の変更を受けようと	と認める期間
	<u>する場合</u>	
	(3)指定学校が変更されている児童生徒の他の	卒業まで
	兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する	
	場合	

(改正案)



3. 施行予定日

令和6年4月1日

場合

「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」 にかかる意見公募結果について

意見募集期間:令和6年2月19日(月)~3月19日(火)

意見公募結果: 1件

寄せられたご意見

家庭の事情による理由で指定学校の変更を認める場合、 卒業まで認めるのではなく、 1年ごとの申請として、学校・教育委員会・区役所が連携して、不正がないように調査してもらいたい。

神戸市の考え方

このたびの改正は、これまで申請時に小学校 3年生以下である児童を対象としてきたもの を、申請時の学年によって対象を制限しないよ うに変更しようとするもので、指定学校の変更 を認める期間を変更するものではありません。

指定学校の変更手続きに関しては、保護者に 適切に申請を行っていただくよう周知すると ともに、学校長が保護者等と面談して確認を行 うなど、今後も適切な運用に努めていきます。